

岩倉市完全週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の完全週休2日への更なる普及に向けて取り組むため、完全週休2日制工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 完全週休2日制工事 対象期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を休工とし、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。

(2) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（しゅん工届提出日）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除く。

ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等は、この期間に含むものとする。）

イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間をいう。）

ウ 夏季休暇（3日間）

エ 年末年始休暇（6日間）

オ 工場製作のみの期間

カ 工事事務等による不稼働期間

キ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

(3) 休工 現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）等を行うことは除く。

(対象工事)

第3条 完全週休2日制工事の対象は、次に掲げる工事とする。

- (1) 企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上及び建設業へ週休2日制の普及を推進するために、発注者が指定する工事（以下「発注者指定型」という。）
 - (2) 受注者自らに取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図る工事（以下「受注者希望型」という。）
- 2 発注者指定型は、次の各号の全てを満たす工事の中から指定するものとする。
- (1) 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、完全週休2日の確保が可能な工事
 - (2) 予定価格が1,000万円を超える工事
 - (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
 - (4) 緊急性がない工事
- 3 受注者希望型は、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、完全週休2日の確保が困難な次に掲げる工事は除く。
- (1) 緊急的に土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある工事
 - (2) 地元調整等により当初から土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある工事
 - (3) その他、発注者が完全週休2日制工事になじまないと判断した工事
- 4 受注者は、受注した工事が発注者指定型である場合には、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿又は指示・協議書により監督職員に提出し、監督職員は、これを確認するものとする。
- 5 受注者は、受注した工事を受注者希望型として実施する場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日の取得計画が分かるように実施工程表を作成し、工事打合簿又は指示・協議書により監督職員と協議を行うものとする。
- 6 監督職員は、前項の協議の結果、当該工程で完全週休2日

が確保できると認められた場合には、当該工事を完全週休2日制工事とする旨を回答するものとする。

(取組内容)

第4条 完全週休2日制工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象期間の休日を休工とし、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿又は指示・協議書により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督職員は、これを確認するものとする。
- (3) 発注者が完全週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 完全週休2日制工事においては、対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価するものとする。

2 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
- (2) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。
- (3) 地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、天候（降雨、積雪等）により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めないものとする。
- (4) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

3 第1項の工事成績評定における評価は、工事成績評定表の

「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」において行うものとする。なお、完全週休2日取得率が90パーセントに満たない場合であっても、工事成績の減点は行わないものとする。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して完全週休2日制工事取組証(別記様式)を発行するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 完全週休2日制工事の取組を推進するため、休工状況に応じて、次により経費の補正を行うものとする。

(1) 完全週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く工事については、次により補正を行うものとする。

ア 休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 4週8休以上 対象期間の全日数に対する休工日数の割合(以下「休工割合」という。)が28.5パーセント以上の場合

(イ) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25パーセント以上28.5パーセント未満の場合

(ウ) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4パーセント以上25パーセント未満の場合

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。ただし、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価は、補正の対象としないものとする。現場作業を伴わない工場製作に係る費用についても、同様とする。

(ア) 4週8休以上

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費(賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

- (イ) 4週7休以上4週8休未満
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費（賃料） 1.03
 - ・共通仮設費率 1.03
 - ・現場管理費率 1.04

- (ウ) 4週6休以上4週7休未満
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費（賃料） 1.01
 - ・共通仮設費率 1.02
 - ・現場管理費率 1.03

ウ 補正方法等

(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。なお、補正は、4週8休以上の場合のみとし、それに満たない場合は、4週6休以上であっても補正は行わないものとする。

(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(2) 完全週休2日制工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次により補正を行うものとする。

ア 休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 4週8休以上 対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「休工割合」という。）が28.5パーセント以上の場合

(イ) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25パーセント以上28.5パーセント未満の場合

(ウ) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4パーセント以上25パーセント未満の場合

イ 次に掲げる区分に応じ、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。）に次に掲げ

る補正係数を乗じるものとする。

(ア) 4週8休以上 1.05

(イ) 4週7休以上4週8休未満 1.03

(ウ) 4週6休以上4週7休未満 1.01

ウ 補正方法等

(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乘じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。なお、補正は、4週8休以上の場合のみとし、それに満たない場合は、4週6休以上であっても補正は行わないものとする。

(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて労務費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(完全週休2日制工事)」を追記するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、これを省略することができる。

(特記仕様書)

第9条 発注者指定型で発注する完全週休2日制工事は、特記仕様書に以下のとおり記載するものとする。

「第〇条 本工事は、仕様書に記載する完全週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事とする。なお、完全週休2日制工事については、「岩倉市完全週休2日制工事实施要領(平成30年10月1日施行)」によるものとする。」

(入札公告)

第10条 発注者指定型の完全週休2日制工事は、原則として入札公告文中に以下の記載を行うものとする

「・本工事は、岩倉市完全週休2日制工事实施要領(平成30年10月1日施行)に基づく完全週休2日制工事である。」

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行の日以後に新規に契約する工事）から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

受注者 名称
代表者 様

岩倉市長

完全週休2日制工事取組証

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	
契 約 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 しゅん工 年 日 日
しゅん工年月日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	
完全週休2日取得率※	

※完全週休2日制工事实施要領第5条第1項に規定する完全週休2日取得率を記載する。